

南空知地方石油業協同組合と防災協定を締結

平成24年6月4日、役場3階会議室で「災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書締結式」が行われ、南空知地方石油業協同組合（酒井茂理事長）と協定が取り交わされました。

目的

発生予測の難しい災害に備えて、災害時の応急対策及び復旧支援を円滑に進めるとともに、町民の安心安全な生活を確保を目的としております。

協定内容

- (1) 緊急車両等への石油類の優先給油
- (2) 災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設等への石油類の優先提供
- (3) 取り扱う物資（第1号及び第2号で規定する石油類を除く。）の供給及び要員の動員等
- (4) 給油所における、帰宅困難者、被災者及び観光客(外国人含む。)等（以下「帰宅困難者等」という。）に対する一時休憩所としての施設の提供、水道水及びトイレの提供
- (5) 給油所における帰宅困難者等に対するラジオ、テレビ等による災害情報、地図等による通行可能な道路情報、近隣の避難所に関する情報等の提供
- (6) 給油所における傷病者である帰宅困難者等に対する救急要請及び簡易な応急手当等の支援

